

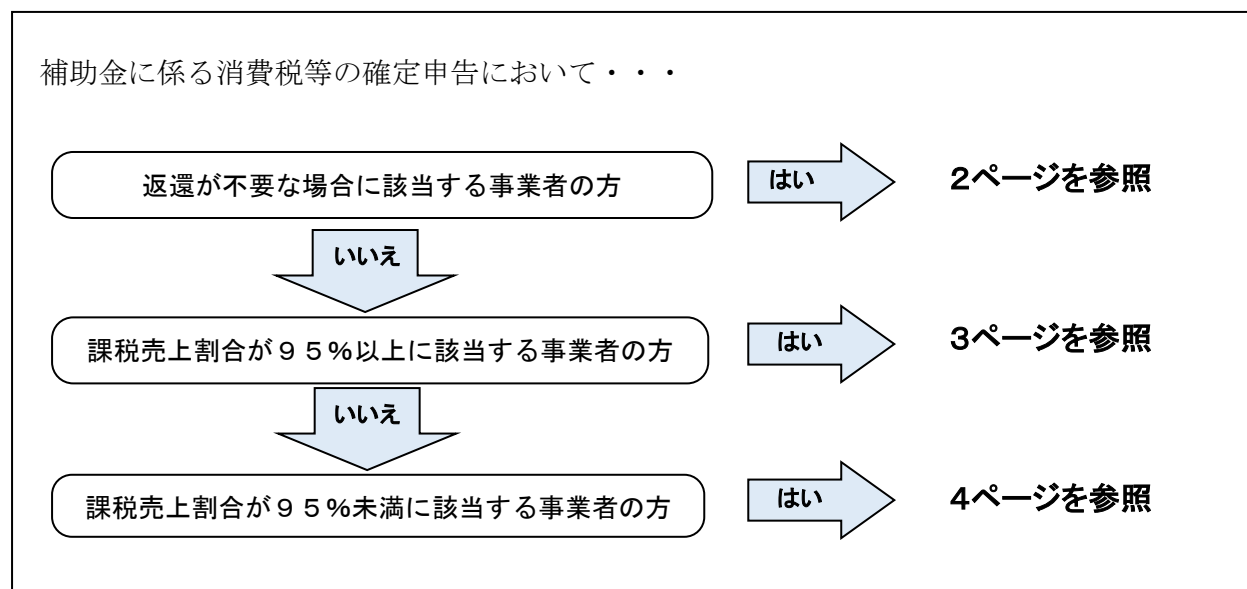
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書等作成及び提出要領

以下のとおり、報告書作成に係る手順を示すため、本要領に沿い、報告書を作成すること。

【共通事項】

- ①報告書は、補助金の交付決定ごとに作成すること。報告書の標題の年度は、交付決定のあった年度とすること。
- ②返還額がない場合であっても報告すること。
- ③返納額の計算において、計算過程では端数処理を行わずに計算する（ただし、課税売上割合については、消費税の申告において課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる。）。なお、最終的に算出された、補助金額に係る仕入控除税額（要返還額相当額）は円未満切り捨てとする。

【報告書作成 フローチャート】



返還が**不要**な場合に該当する事業者の方

【対象事業者】

実施補助事業に係る年度の消費税等の確定申告において、以下の事項に該当する事業者の方

- ① 消費税の申告義務がない。
- ② **簡易課税方式**により申告している。
- ③ 特定収入割合が5%を超えている。(医療法人についてはこの条件はない。)
- ④ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
- ⑤ 補助対象経費が**すべて**人件費等の**非課税仕入**となっている。

【提出書類】

- ・令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第5号様式)
- ※2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)は 金 0 円 と記載してください。
- ・別添参考書類

【追加書類】※該当事業者のみ

- 簡易課税方式により申告している場合(上記②に該当)
 - ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
 - ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)
- 特定収入割合が5%を超えている場合(上記③に該当)
 - ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
 - ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)
 - ・特定収入割合の計算過程が分かる書類(任意様式可)

【別添参考書類の記載例】

1	施設名	〇〇歯科医院
2	開設者	千葉 太郎
3	施設の所在地	千葉市中央区市場町1-1
4	補助金名・区分	千葉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業
5	県補助金確定額	〇〇〇円
6	概要	
	(1) 課税売上割合	} 記載不要
	(2) 仕入控除税額	
	(3) 仕入控除税額がない場合、その理由	
	例: 消費税の申告義務がないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。	

上記①～⑤のうち、どれに該当しているか、明記すること。

課税売上割合が95%以上に該当する事業者の方

【対象事業者】

実施補助事業に係る年に係る年度の消費税等の確定申告において、課税売上割合が95%以上ある事業者の方

【提出書類】

- ・令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）
- ・別添参考書類
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額の計算表（写し）

【別添参考書類の記載例】

- | | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 施設名 | 医療法人△△ ○○歯科診療所 |
| 2 | 開設者 | 医療法人△△ |
| 3 | 施設の所在地 | 千葉市中央区市場町1-1 |
| 4 | 補助金名・区分 | 千葉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 |
| 5 | 県補助金確定額 | 1,000,000円 |
| 6 | 概要 | |

(1) 課税売上割合

$$\frac{40,000,000 \text{円}}{40,000,000 \text{円} + 1,000,000 \text{円}} = 0.975$$

↑
課税売上額 非課税売上額を含む総売上額 ↑
課税売上割合

(2) 仕入控除税額

$$1,000,000 \text{円} \times \frac{10}{110} = 90,909 \text{円} \quad \text{※円未満切り捨て}$$

↑ ↑
「5 県補助金確定額」 要返還相当額

(3) 仕入控除税額がない場合、その理由・・・記載不要

※上記の「5 県補助金確定額」について

補助対象経費に課税仕入れと非課税仕入れが混在する場合、補助対象経費に含まれる課税仕入れと非課税仕入れの割合により補助金額を按分し、課税仕入れに係る補助金のみ計算対象とします。

ただし、消費税の税務申告又は補助金の実績報告において補助金の使途を明確にしている場合には課税仕入れに使用した補助金のみ計算の対象とします。

課税売上割合が95%未満に該当する事業者の方

【提出書類】

- ・令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）
- ・別添参考書類
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合・控除対象仕入税額の計算表（写し）

【別添参考書類の記載例】

1	施設名	医療法人△△ ○○歯科診療所
2	開設者	医療法人△△
3	施設の所在地	千葉市中央区市場町1-1
4	補助金名・区分	千葉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業
5	県補助金確定額	1,000,000円
6	概要	(計算例)
	(1) 課税売上割合	
		$\frac{20,000,000 \text{円}}{(20,000,000 \text{円} + 40,000,000 \text{円})} = 0.3333$
		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> \uparrow 課税売上額 </div> <div style="text-align: center;"> \uparrow 非課税売上額を含む総売上額 </div> <div style="text-align: center;"> \uparrow 課税売上割合 </div> </div>
	(2) 仕入控除税額	
		$1,000,000 \text{円} \times 10 / 110 \times 0.3333 = 30,299 \text{円}$
		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> \uparrow 「5 県補助金確定額」 </div> <div style="text-align: center;"> \uparrow 課税売上割合 </div> <div style="text-align: center;"> \uparrow 要返還相当額 </div> </div>
	(3) 仕入控除税額がない場合、その理由	・・・記載不要

《補助金に係る仕入控除税額の計算方法》

① 控除税額の計算方法に「個別対応方式」を採用している場合

- ・下記AとBの合計額（※）

A 課税売上のみ要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金確定額} \times 10 / 110 = \text{返還額（円未満切り捨て）}$$

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

$$\text{補助金確定額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合} = \text{返還額（円未満切り捨て）}$$

※大半の病院での課税事業は「差額ベッド代」「人間ドック」等となりますが、これらの課税事業のみに対して補助金の交付を行うことは無いと思われるため、基本的に「B」のみの計算となります。

② 控除税額の計算方法に「一括比例配分方式」を採用している場合

- ・補助金確定額 $\times 10 / 110 \times$ 課税売上割合 = 返還額（円未満切り捨て）

※上記の「5 補助金確定額」について

補助対象経費に課税仕入れと非課税仕入れが混在する場合、補助対象経費に含まれる課税仕入れと非課税仕入れの割合により補助金額を按分し、課税仕入れに係る補助金のみ計算対象とします。

ただし、消費税の税務申告又は補助金の実績報告において補助金の使途を明確にしている場合には課税仕入れに使用した補助金のみ計算の対象とします。